

佐賀県告示第87号

鳥獣保護区の指定（平成21年佐賀県告示第353号）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月11日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>佐賀市大和町大字尼寺の県道48号佐賀外環状線と<u>県道401号佐賀環状自転車道線</u>と市道133号石井樋祇園山線との交点を起点とし、同市道を南へ進み<u>県道248号鍋島停車場東山田線</u>との交点に至り、同県道を北西へ進み<u>市道58号嘉瀬川堤防1号線</u>との交点に至り、同市道を北へ進み<u>県道48号佐賀外環状線</u>との交点に至り、同県道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成21年11月13日から平成31年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>佐賀市大和町大字尼寺の県道48号佐賀外環状線と<u>市道6045号石井樋祇園さん線</u>との交点を起点とし、同市道を南へ進み<u>県道401号佐賀環状自転車道</u>との交点に至り、<u>同県道を南へ進み県道248号鍋島停車場東山田線との交点に至り</u>、同県道を北西へ進み<u>市道709号嘉瀬川堤防1号線</u>との交点に至り、同市道を北へ進み<u>県道48号佐賀外環状線</u>との交点に至り、同県道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>令和元年11月1日から令和11年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>

改正前	改正後
<p>その(2)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成21年11月13日から平成31年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成21年11月13日から平成31年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有</p>	<p>その(2)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画</u>に基</p>

改正前	改正後
害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。	づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。